

条件付一般競争入札による市有地貸付に係る質疑回答

番号	質問内容	回答
1	以前、消防署跡地をどのように活用したいかを市民アンケートをされていたと思うのですが、どのような意見が出たかを答えられる範囲で回答していただきたいです。	市民アンケートは実施しておりませんが、民間事業者などに当該地の有効活用について広く意見をお聞きするサウンディング市場調査を実施いたしました。調査の結果2者の提案があり、提案内容をHPにて公表しております。 提案内容に企業ノウハウが含まれているため、詳細は提示できませんのでご了承ください。 公表内容は下記URLよりご参照ください。 https://www.city.kuwana.lg.jp/greenshisan/ooyamabunsyosoundingkekka.html
2	入札をする際に2名以上の共有名義でも可能との記載がありますが、2名以上で参加した場合の貸付料の負担は参加した側で折半でお支払いをする形でしょうか？ また、敷地内であれば異なる事業を行うことも可能でしょうか？	2名以上の共有名義での参加する場合、代表者を1名決めて頂き、代表者宛に費用の請求を致しますので、共有者内で負担割合を決めてお支払い下さい。 事業用途は1つに限定しておりませんので、複数の事業を行うことも可能です。ただし、入札参加申込書及び貸付申込書に記載した使用用途にて、貸付の契約書を締結しますので、申込時にそれぞれの事業の使用用途を記載して下さい。
3	当該敷地内にある自家用発電機及び自家給油所の燃料は、どの程度残っていますか。	①自家用発電機（敷地北東）容量550ℓ 軽油満タン ②自家用給油所（敷地南東）容量570ℓ ガソリン ほぼ空（30ℓ程度量あり） なお、当該地に地下タンクはありません。 危険物施設の廃止に係る手続きは市が行いますので、危険物（燃料）及び工作物の廃棄を落札者にしていくだく形になります。
4	敷地内にあるコンテナについて	現在、敷地内に廃棄物を入れる白いコンテナがあります。 このコンテナは契約日までに市が撤去します
5	敷地内の建物以外の路面のコンクリートは全て更地にする必要がありますか？	建物以外の路面のアスファルト舗装及び自家給油所のコンクリート舗装は、必要がなければ撤去しなくても構いません。
6	解体について 解体費のシミュレーションについては、桑名市様では取られていない認識でよろしいでしょうか。借受人側で、落札後に複数業者で相見積りを取る想定でおりますが、問題ないでしょうか。	桑名市では解体費の正式な見積等は取っておりません。 解体は借受人の費用負担で行っていただきますので、見積り等は借受人の裁量にお任せします。
7	災害等による被害があった場合 災害(地震等)により、背後の擁壁等が破損・倒壊等した場合には、借受人の負担で修繕をする形となるのでしょうか。	原則、貸付地の土地の管理（修繕等含む）は借受人に行っていただきますが、災害等による破損・倒壊等による場合は双方協議の上の対応となります。
8	建物の滅失があった場合 災害等により、建物が滅失した場合には、契約は解除となるのでしょうか。	災害等により建物が滅失し、滅失後に借受人が従前どおりの使用を希望した場合は、双方の協議により賃貸借を継続するか決定いたします。
9	民事再生等が実際に発生した場合 現状の覚書案では、民事再生、会社の解散の際には「速やかに貸付人に届ける」と記載あります、万が一上記の事案が発生した場合は、桑名市様へ届け出後に協議する形になるのでしょうか。	覚書の案となりますので、落札者と協議のうえ決めていきたいと考えておりますが、想定のケースの場合は、事案が発覚した時点で、早急に協議した上で、届け出をして頂く形になるかと思います。